



Title	ノルウェーにおける「子どもの権利」の法的扱い : 子どもの権利条約の国内法化と憲法改正
Author(s)	朝田, 千恵
Citation	IDUN -北欧研究-. 2019, 23, p. 251-259
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71786
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ノルウェーにおける「子どもの権利」の法的扱い

子どもの権利条約の国内法化と憲法改正

朝田 千恵

1. はじめに

ノルウェーはほかの北欧諸国と同じく国連の「人間開発指数国別ランキング (HDI) ¹」や「世界幸福度報告²」で常に上位に位置していることもあってか、近年、日本でもノルウェー社会に対する関心が高まり、福祉政策とともに教育や保育に関連した研究や調査が少しずつ増えてきている。ノルウェーでは、日本も批准している国連の「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) ³」が子どもをめぐる制度や取り組みにとって非常に大きな意味をもつ。本稿では、ノルウェーにおける「子どもの権利」の法的扱いについて整理したい。

2. 子どもの権利条約および選択議定書

まず、子どもの権利条約について簡単にまとめておく。子どもの権利条約は国際条約としてもっとも支持された条約であり、世界中の子どものための取り組みにとって中心となる共通の原典である。1924年の「児童の権利に関するジュネーブ宣言」に始まり、1948年の「世界人権宣言」、1959年の「児童の権利に関する宣言」、1979年「国際児童年」(児童の権利宣言 20年に際し、国連人権委員会に子どもの権利条約作業部会を設置)を経て、1989年子どもの権利条約が国連総会で採択され、国際条約として1990年に発効した。ノルウェーは1990年に批准、翌1991年に発効した⁴。

この条約により18歳未満の子どもと若者はみな、本人に適用される法律によって18歳未満で成人する場合をのぞき、生き、育ち、守られ、参加するという包括的な権利を有することが定められている。子どもの権利条約のなかの「差別の禁止」(第2条)、「子どもの最善の利益」(第3条)、「生存と発達の権利」(第6条)、「子どもの意見の尊重と参加する権利」(第12条)の4条項はとくに、子どもの権利条約を支える柱、ほかの条文を理解するための大切な4つの一般原則と呼ば

¹ Human Development Reports <http://hdr.undp.org/en/countries/profiles/NOR>

² World Happiness Report 2017 <http://worldhappiness.report/ed/2017/>

³ FNs konvensjon om barnets rettigheter (Barnekonvensjonen) / Convention on the Rights of the Child

⁴ 日本は1994年に批准し、同年発効。2018年2月時点の条約締約国・地域は196ヶ国で、唯一の未締約国がアメリカ合衆国である。

れる。保護の対象としてだけでなく、子どもの立場を権利の主体として明確化している点が重要である。

子どもの権利条約には3つの選択議定書がある。2000年の国連総会で採択され、2002年に発効した「児童の売買、児童買春及び子どもポルノグラフィーに関する児童の権利に関する選択議定書⁵」、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書⁶」および2011年採択、2014年発効の「通報手続きに関する選択議定書⁷」である。ノルウェーは前者2つの選択議定書にはそれぞれ2001年、2003年に批准しているが、3つ目の選択議定書には批准していない⁸。ソールバルグ政権は2016年秋、訴えや不服の申し立て、通報は国内の法制度で十分に対応しているため、ノルウェーは子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書には批准しないことを決めた⁹。ノルウェーは法律と行政機関のもと、子どもの権利条約の定める義務を果たし、子どもオンブード¹⁰にこれを監視する特別な権限を与えている¹¹。

3. ノルウェーの人権法

「ノルウェー法における人権の強化に関する法律（人権法）¹²」は、ノルウェーの法律のもと、人権保障を強化することを目的とし、1999年に制定された（最終改正2009年）。最高裁をはじめとする裁判所が、ノルウェー法の規定と明らかな矛盾や抵触のないケースで、国際法とくに国際的な人権条約を用いることが増える一方、ノルウェー国内法との対立を避けたまま、どこまで判決を下すことができるのか、不確かな状況が続いていた。そこでノルウェーの批准した国際人権条約の国内法化が議論され、1999年、以下の条約のうち前者3つをノルウェーの人権法として制定した。2003年の法改正で子どもの権利条約が、2009年に女子差

⁵ Tilleggsprotokoll til konvensjon om barnets rettigheter om salg av barn, barneprostitusjon og barnepornografi / Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography

⁶ Tilleggsprotokoll til konvensjonen om barns rettigheter om barn i væpnet konflikt / Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict

⁷ Tilleggsprotokoll som oppretter en klagemekanisme for barnekonvensjonen / Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on a communications procedure

⁸ 日本はそれぞれ2005、2004年に批准したが、通報手続きの選択議定書には批准していない。

⁹ 同時に、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「障害者の権利に関する条約」に関しても、通報手続きに関する選択議定書に批准しないことを決めた。

¹⁰ Barneombudet 子どもと若者の代弁者としての役割をもつ、国の独立機関。子どもの声を聴き、子どもの権利が守られるよう責任を負う。ノルウェー国内で下される決定がすべて、子どもの権利条約を順守しているかを監視する。

¹¹ Lov om barneombud § 3. b)

¹² Lov om styrking av menneskerettighetenes stilling i norsk rett (menneskerettsloven)

別撤廃条約が加わり、現在、5つの国際人権条約（および各条約の選択議定書）が人権法に含まれる。これによりノルウェーでは、司法判断で国際条約の規定がさらに頻繁に用いられるようになった。

- ・「人権と基本的自由の保護のための条約（欧州人権条約）¹³」
- ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）¹⁴」
- ・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）¹⁵」
- ・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」
- ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）¹⁶」

ノルウェーで人権法が「半ば憲法のような性格¹⁷」と言われるのは、「人権法第3条」（優先規定）により、5つの条約の規定がノルウェーのほかの法律と矛盾、抵触する場合、ノルウェーの法律よりも条約の規定が優先されることを定めているためである。これにより人権法に含まれる5つの条約は、ノルウェーにおいてきわめて強力で正式な法的立場が与えられている。子どもの権利については、事実上、子どもの権利条約が最上位の規定となり、国や地方自治体、関係諸機関、個人、組織などすべてが子どもの権利条約の規定に従うことになった。

4. ノルウェーの憲法が定める子どもの権利

「ノルウェー王国憲法¹⁸」は1814年5月17日に制定され、現在なお効力をもつ憲法としては世界で2番目に古い。これは長きにわたって存続しうる憲法であったことを示している。しかし1814年の起草当時、個人の人権に関する規定は拷問の禁止、所有不動産の保護、表現の自由、選挙権などわずか9条項であり、1954年までの140年間、選挙権の条項をのぞいて¹⁹、人権関連の規定は改正されなかった²⁰。しかし第二次世界大戦後、国際的な人権保障の強化、ノルウェー社会や国際

¹³ Den europeiske menneskerettighetskonvensjonen / European Convention on Human Rights 1950年、欧州評議会で調印。

¹⁴ Den internasjonale konvensjonen om sivile og politiske rettigheter / International Covenant on Civil and Political rights 1966年、国連で採択。

¹⁵ Den internasjonale konvensjonen om økonomiske, sosiale og kulturelle rettigheter / International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights 1966年、国連で採択。

¹⁶ Konvensjon om avskaffelse av alle former for diskriminering av kvinner med protokoll (autentisk engelsk tekst) / Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women 1979年、国連で採択。

¹⁷ en semikonstitusjonell karakter

¹⁸ Kongeriket Noregs grunnlov / The Constitution of the Kingdom of Norway

¹⁹ 1821年にサーミ人の選挙権、1913年に女性の選挙権が制定された。

²⁰ Dokument 16 (2011: 24)

社会での議論、社会的価値観の変化を反映し、国が賃金労働の機会を整備する義務（1954）、信仰の自由（1964）、当事者が労使間の決定に参加する権利（1980年）、サーミ語とサーミ文化の保護（1988）、健康的な環境と持続可能性および多様性のある自然を享受する権利（1992）、国が人権を保障する一般的な義務（1994）など、多数の改正が行われた。

しかし人権規定は憲法のなかに散在しており、他国の憲法のように、人権保障という独立した章で体系的に整備されているわけではなく²¹、国際条約の規定もランダムに取り上げられていた。そこでノルウェー王国憲法制定200年に合わせ、2014年5月、ノルウェー議会は大幅な憲法改正を可決した。「E章 通則」を「E章 人権」²²と改め、いわゆる人権カタログとして²³、既存の人権規定に加えて市民的、政治的、経済的、社会的、文化的人権を新たに盛り込んだ²⁴。ノルウェーには子ども法（後述）、教育法、外国人法、刑法など、人権保障に関わるさまざまな法律がある。しかしそれぞれ権利についてきわめて詳細に定められているため、基本的人権とのつながりを理解するのが難しい。憲法で中心的人権を制定することにより、権利の本質的な核となるものが示され、ノルウェー社会の基盤を成す中心的価値観が明確になった。

このとき制定された主な権利で、子どもに関するものとしては「生存権、死刑・拷問・隷属・強制労働の禁止、そのほかの非人道的あるいは人格を貶める扱いの禁止（第93条）」、「子どもの権利（第104条）」、「移動の自由とノルウェー出入国の権利（第106条）」、「教育を受ける権利（第109条）」などがある。とくに第104条は、子どもが自分の意見を聴いてもらう権利、子どもの最善の利益、子どもの人間の尊厳と成長する権利などを定めており、子どもの権利条約の中心的な原則を複数反映している。

E. Menneskerettar

§ 104. Born har krav på respekt for menneskeverdet sitt. Dei har rett til å bli høyrde i spørsmål som gjeld dei sjølve, og det skal leggjast vekt på meininga deira i samsvar med alderen og utviklingssteget.

Ved handlingar og i avgjerder som vedkjem born, skal kva som er best for barnet, vere eit grunnleggjande omsyn.

Born har rett til vern om den personlege integriteten sin. Dei statlege

²¹ 吉川(1989: 68, 75-76)

²² E. Menneskerettigheter / E. Human rights § § 92-121.

²³ 日本の場合、日本国憲法第3章がこれに相当する。

²⁴ 「信仰の自由」はノルウェー王国憲法E章人権に関する規定には含まれず、「A章 政治形態および宗教」第2条および第16条に定められている。

styresmaktene skal leggje til rette for utviklinga til barnet og mellom anna sjå til at det får den økonomiske, sosiale og helsemessige tryggleiken som det treng, helst i sin eigen familie.

E 章 人権

第 104 条 子どもは、子どものもつ人間の尊厳を尊重される権利を有する。子どもは自分自身に関わる事項において自分の意見を表明する権利をもち、その意見は、子どもの年齢と成熟度に応じて、重視されるものとする。子どもに関する措置および決定に際し、子どもにとって最善の利益を主として考慮するものとする。

子どもは個人の人格を保護される権利を有する。国家当局は子どもが発達できる環境を確保し、とりわけ、子どもが必要な経済的、社会的および健康面での安心を、できるだけ子ども自身の家庭内で得られるよう整えるものとする。

2003 年に子どもの権利条約が人権法として国内法化されたにもかかわらず、2014 年に改めて憲法で子どもの権利を制定したのにはいくつかの理由がある。「半ば憲法のような性格」とはいえ、一般の法律と同じく、ノルウェー議会で可決されれば、法律である人権法は廃止されたり、人権法から子どもの権利条約が削除されたりする可能性がある。ひとつには政治的、経済的状况の変化に関わりなく、長期にわたって子どもの権利を保障するための憲法改正であった。また、憲法の規定する人権は子どもにも適用される普遍的な性格のものであり、とくに子ども独自のニーズに注目したものではなかった。第 104 条の子どもの権利は、憲法の定めるほかの一般的な人権で置き換えることはできない。子どもに関する規定を制定し、憲法のなかで子どもを可視化すること。これはつまり、社会において子どもが尊重されていること、政治的決定の場で、子どもたちの「今、子どもでいる時期」が重要であることを明らかに示すことにつながっている。

5. 終わりに——ノルウェーにおける子どもの権利のいま

ノルウェーでは、婚外子差別の禁止やひとり親家庭の子どもに対する実質的な支援規定を定めた 1915 年の「カストバルグの子ども法²⁵」の制定以来、1950 年代のひとり親家庭への公的支援の充実、また父親の確定や親の責任、別居・離婚の際の親権や親の責任、養育の義務などを定めた 1981 年の「子どもと親に関す

²⁵ De castbergske barnelover 婚外子の相続権、婚外子差別の禁止、婚外子に対する父親の養育費支払い義務、ひとり親家庭や婚外子への経済支援、離婚後の養育義務などを定めた 6 つの法律の総称。当時のヨーロッパでは、きわめて革新的な内容だった。

る法（子ども法）」、同年の子どもオンブードの設置など、長らく子どもの権利の先進国として、法律を整備し、さまざまな施策を実施してきた。また 1991 年の子どもの権利条約批准後は、国内で条約を順守させることについても先進国として認められている。子ども・平等省（BLD）は条約規定の実施について監視、監督の責任を負い、子ども・若者・家族庁（Bufdir）²⁶は BLD の指示で、子どもや若者自身がノルウェーで育つことをどう見ているかについてヒアリングを行い、子ども報告²⁷を作成した。

2016 年、BLD は、国連の子どもの権利委員会に対して 5 年ごとに提出が義務付けられている政府報告書で 2014 年の憲法改正についてまとめ、Bufdir の子ども報告も添付した。こうしたノルウェーの取り組みに対し、国連からは肯定的な所見が得られている。ただし 2017 年、子どもオンブードと 50 の民間団体ネットワーク「子どもの権利条約フォーラム²⁸」は、憲法に制定された、子どもが自分の意見を表明する権利を大人が十分に理解しておらず、多くの場面で子どもの意見が尊重されていない現状や、国内でまだ子どもが多数、暴力や虐待にさらされている点、とくにいじめ問題で子どもが通報や申し立てをする機会が限られている点などを挙げ、ノルウェーが子どもの権利条約に違反しているとする補完的報告書を国連の子どもの権利委員会に提出している²⁹。2018 年 6 月、子どもの権利委員会はノルウェーに対して政府報告書の本審査を行ない、のちの勧告ではネットやソーシャルメディアの普及とともに子どもの性的被害を含めた問題が増加している点、子どもの精神疾患予防、庇護申請中の低年齢の子どもや収容所から姿を消す子ども、生命に危険の恐れがある国に強制送還させられる難民の子どもなどについて懸念を示した³⁰。今回の委員会の勧告に対して、ノルウェーが今後どのように対応していくのか、引き続き見ていく必要がある。

ノルウェーの子どもに関連する施策の流れを考えると、子どもの権利条約の国内法化や憲法改正は、すでに実施されている国内の施策の基盤となる根本的な人権と価値観を再確認する意味合いが強い。子どもの権利条約が社会に浸透していない日本の現状を考えると、ノルウェーははるか先を行く。それでもなおノルウェーは子どもの権利条約を重視し、勧告をもとに改善に努める姿勢を見せている。条約の国

²⁶ Barne-, ungdoms- og familiedirektoratet 児童福祉や子どもと若者、発達問題、養子、家族福祉、平等、差別禁止、暴力と身近な人による性的暴力に関する問題を対象とする専門機関。

²⁷ "Barn er ikke bare fremtiden. De er også nåtiden". En rapport om hvordan barn og unge synes det er å vokse opp i Norge. 『子どもは未来、だけじゃない。いま、そこにいる』子どもと若者がノルウェーで育つことについてどう考えているか』このタイトルは Bufdir のヒアリングのなかで若者から出たことばから。

²⁸ Forum for barnekonvensjonen

²⁹ http://barneombudet.no/wp-content/uploads/2017/10/bosupplerende_norsk.pdf

³⁰ UNRIC.

内法化や憲法改正とともに、ノルウェーのこの姿勢こそ、国が子どもをいかに尊重しようとしているか、というシグナルをノルウェー社会に送っていると言える。

«Barnets rettigheter» i norsk lag

Lagen om mänskliga rättigheter samt barnets rettigheter i grunnlagen

Chie Asada

Sammanfattning

FN:s konvention om barnets rettigheter är av stor betydelse för planering och åtgärder för barn och ungdomar i Norge. Enligt konventionen har alla barn och ungdomar under 18 år rätt att leva, utvecklas, skyddas och delta och höras. De fyra artiklarna - icke-diskriminering (§ 2), barnets bästa (§ 3), retten till liv (§ 6) och barnets rätt att uttrycka sin åsikt (§ 12) - är principer som har en avgörande betydelse i konventionen. Konventionen klargör att barn inte bara är föremål som ska försörjas och skyddas, utan de är också subjekt med rettigheter.

Lagen om mänskliga rättigheter antagen 1999 syftar till att stärka de mänskliga rättigheterna i norsk lag. Nu är de fem internationella rättighetskonventionerna inklusive barnkonventionen införlivade i lagen. Människorättslagen anses ofta vara av semikonstitutionell karaktär, eftersom bestämmelserna i konventionerna ska föregås av bestämmelser i annan lagstiftning vid lagkonflikt enligt § 3.

Vid den norska grunnlagens 200-årsjubileum 2014 antog Stortinget en omfattande revidering av konstitutionen, nämligen en ny del E med titeln "Mänskliga rettigheter", där befintliga rättigheter och ett antal nya bestämmelser om mänskliga rättigheter inkluderades. Del E § 104 fastställer barnets rätt att höras och delta, barnets bästa, krav på respekt för mänsklig värdighet, skydd och ekonomisk, social och hälsomässig säkerhet etc., och återspeglar barnkonventionens viktigaste rättigheter.

Om vi tar en historisk titt på välfärdssystemen och samhällets system för barn och ungdomar, har Norge länge varit ett föregångsland. Lagen om mänskliga rättigheter samt § 104 i konstitutionen har också för avsikt att godkänna och visa de grundläggande mänskliga rättigheterna och de värderingar som det norska samhället och dess system bygger på idag.

参考文献

- 吉川智. 1989. 「ノルウェー王国憲法とその特徴について」, 国土舘大学日本政教研究所, 『日本政教研究所紀要 第一三号』, pp.59-106.
- Presidentskapet. 2011. *Dokument 16 (2011–2012). Rapport til Stortingets presidentskap fra Menneske- rettighetsutvalget om menneskerettigheter i Grunnloven.*

インターネット上の資料

外務省

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> 2018.09.30 アクセス)

日本ユニセフ協会

(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html 2018.09.30 アクセス)

Buudir

(<https://www.buudir.no/bibliotek/Dokumentside/?docId=BUF00003603>
2018.09.30 アクセス)

E-Gov

(http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=321CONSTITUTION&openerCode=1#6 2018.09.30 アクセス)

Lovdata

(<http://grunnloven.lovdata.no/> 2018.09.30 アクセス)
(<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1999-05-21-30> 2018.09.30 アクセス)

Regjeringen.no

(<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/100-ars-jubileet-for-de-castbergske-barnelover/id2464294/> 2018.09.30 アクセス)
(<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/ny-rapport-til-fn-om-barnekonvensjonen2/id2514971/> 2018.09.30 アクセス)
(<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/rapportering-pa-fns-barnekonvensjonen/id2514963/?q=FNs%20konvensjon> 2018.09.30 アクセス)
(<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/fn-klage-ordning/id2513218/>
2018.09.30 アクセス)

Store norske leksikon

(<https://snl.no/> 2018.09.30 アクセス)

Stortinget

(<https://www.stortinget.no/no/Stortinget-og-demokratiet/Historikk/de-castbergske-barnelover/> 2018.09.30 アクセス)

(<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Dokumentserien/2011-2012/Dok16-201112/?lvl=0> 2018.09.30 アクセス)

UNRIC De Forente Nasjoners regionale informasjonskontor for Vest-Europa

(<https://www.unric.org/no/nyhetsarkiv/27992-oppfyller-norge-barnekonvensjonen> 2018.09.30 アクセス)